

国税庁長官

稲垣 光隆 殿

平成25年9月18日
全国青年税理士連盟
会長 坂井 昭彦
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビン401号
電話 03-3354-4162

貴庁職員による情報漏えいに対する抗議文

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、先日貴庁出身の税理士と現職の国税職員が逮捕されました。新聞報道等によれば、一部の納税者の利益の便宜を図るため、国税職員が個人情報を持ち出し、税理士が脱税を指南した疑惑が生じています。今回の事件は国家公務員である国税職員と民間人である退職国税職員である税理士（いわゆる「国税OB税理士」）との日常的な癒着を国民に想起させるとともに、報道されている通りの情報漏洩事件であるならば、税理士制度及び税務行政に対する国民の信頼を大いに裏切る結果となることは明らかです。そこで、逮捕者を出すに至った今回の事件について強く抗議をするとともに、貴庁の情報管理の徹底及び貴庁職員の倫理研修について下記の通り、改善を求めます。

1. 貴庁の情報管理の徹底化を求めます。

貴庁には納税者の氏名や住所のみならず、各個人や法人の申告書や納税額など、極めてプライバシー性の高い情報が大量に保管されており、それらの個人情報については厳重な管理の下で慎重な取り扱いがなされなくてはならない。

今回の事件において、貴庁の内部情報が漏洩していた可能性が高いと言われているが、容疑者である職員個人の問題に帰することなく、今後このような事態が二度と生じない

よう、内部情報の管理体制の見直しや整備をしていくべきである。

2. 貴庁職員に対する倫理研修の充実を求めます。

今回の事件が報道されている通りの情報漏洩事件であるならば、秘密を守る義務を定めた国家公務員法第100条に違反していることは明らかである。そもそも日本国憲法はその前文において国民主権をうたっており、憲法第15条2項において「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定められおり、国家公務員法第96条において「すべての職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と公務員のサービスの根本基準が定められている。

一部の納税者の利益に資する目的で個人情報を持ち出すようなことは、公務員としての基本理念から大きく乖離する行為であることは言うまでもなく、そのような行為が絶対に行われないう、貴庁職員に対する倫理研修等の教育体制の充実と強化をすべきである。

以 上